

◎東日本大震災からの復興のための施

策を実施するために必要な財源の確

保に関する特別措置法

(平成二十三年二月二日法律第一一七号)

一、提案理由(平成二十三年一月九日・衆議院財務金融委 員会)

○安住国務大臣 たいま議題となりました東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成二十三年度から平成二十七年まで実施する施策に必要な財源については、歳出の削減並びに復興特別税の収入、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の処分による収入並びに国有財産の処分による収入その他の租税

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

収入以外の収入を活用して確保することとし、これらの財源が入るまでの間のつなぎとして復興債を発行することにより、所要の資金調達を行うこととしたところでございます。
本法律案は、このための法律上の手当てについて措置するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成二十四年度から平成二十七年までの間に、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとしております。

第二に、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所要数を国債整理基金特別会計に所属がえをすることとしております。

第三に、税制上の措置として、復興特別所得税、復興特別法人税及び復興特別たばこ税を創設することとしております。

第四に、平成二十三年度補正予算(第3号)から平成二十七年までの各年度において、復興費用の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができることとし、償還は平成三十四年度までの間に行うこととしております。

なお、平成二十三年度補正予算(第1号)において減額され

た基礎年金の国庫負担の追加に要する費用の財源として、復興債を発行することができることとしております。

第五に、復興特別税等の収入については、復興費用及び復興債の償還費用の財源に充てることとし、また、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金等については、復興債の償還費用の財源に充てることとしております。

第六に、附則において、政府は、この法律の施行後適当な時期において、復興施策に必要な財源の確保等についての見直しを行うこととしております。

また、平成三十四年度までに二兆円に相当する償還費用の財源の確保を旨として税外収入を確保することとし、日本たばこ産業株式会社の株式等の処分の可能性について検討を行うとともに、日本郵政株式会社の株式の処分のあり方を検討し、これらの早期の処分に努めてまいることとし、これによる財源の確保が見込まれる場合、復興費用の見込み額を勘案しつつ、復興特別税の負担軽減のための所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ早急に御審議くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告

(平成二十三年一月二十四日)

○海江田万里君 ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、両案につき、その要旨を申し上げます。

………(略)………

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策に必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰り入れ等の税外収入の確保のための措置を講ずるとともに、復興特別税を創設するほか、復興債の発行に関する措置等を定めるものであります。

………(略)………

また、復興財源確保法案は、今国会に提出され、十一月七日当委員会に付託された後、九日安住財務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました。

同月十八日には両案について質疑に入り、同日、寺田学君外

三名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三党派共同提案により、所得税法等改正法案に対し、所得税法、相続税法、租税特別措置法等に係る改正事項の一部を削除する等の修正案が、また、復興財源確保法案に対し、復興特別所得税の課税対象期間及び税率の変更、復興特別たばこ税に係る規定の削除並びに復興債等の償還期間の変更を行うとともに、附則に決算剰余金の償還費用の財源への活用及び復興に係る特別会計の設置についての規定を追加する等の修正案がそれぞれ提出され、提出者を代表して寺田学君から両修正案の趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、二十二日には、両案及び両修正案について、参考人から意見を聴取し、野田内閣総理大臣に対する質疑を行うなど慎重な審査を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、所得税法等改正法案に対する修正案について内閣の意見を聴取いたしました。引き続き、両案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はそれぞれ賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、復興財源確保法案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

○委員会修正の提案理由(平成二十三年二月一八日)
○寺田委員 たいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

………(略)………
次に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案に対する修正案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

まず、本修正案の趣旨について申し上げます。
本修正案は、去る十月二十八日に政府が提出した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案について、国民の負担のあり方を見直す観点から、必要な修正を行うものです。

次に、本修正案の概要について申し上げます。
第一に、復興特別所得税の課税対象期間を平成二十五年から平成四十九年までの二十五年に延長するとともに、その税率を二・一％に引き下げることとしております。

第二に、復興特別たばこ税に係る規定を削除することとしております。

第三に、復興債及び当該復興債に係る借換国債については、平成四十九年度までの間に償還することとしております。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

二八

その他、決算剰余金の償還費用の財源への活用、復興に係る特別会計の設置等に係る規定を整備することとしております。

以上が、両修正案の趣旨及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年一月二三日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の剰余金の復興財源への活用の検討に当たっては、予算編成過程において、同勘定の財務の健全性に配慮を行うこと。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、政府の保有義務割合を設立時発行済株式総数の二分の一以上から発行済株式総数の三分の一超に引き下げることによる同社株式の売却に当たっては、株式市況を見極めて売却時期を慎重に判断するとともに、修正後の附則第十三条に基づき、更なる同社株式の政府保有義務の見直しの検討に当たって「たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案」する際には、葉たばこ農家や小売店への影響等を十分見極めること。

一 修正後の附則第十三条に基づき、エネルギー対策特別会計に所属する株式の保有の在り方の見直しの検討に当たって

「エネルギー政策の観点を踏まえ」る際には、日本の資源確保に係る権益確保、相手国の協力関係維持への影響等を十分見極めること。

一 本法案が多年度にわたる復興債の発行を認めるものであることに鑑み、復興債の発行に当たっては、復興基本法に規定する基本理念に照らして真に東日本大震災からの復興に資する施策の経費に充てること。

三、参議院財政金融委員長報告

(平成二十三年一月三〇日)

○尾立源幸君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所属替え等の措置

を講ずるとともに、復興特別税を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めようとするものであります。

なお、本法律案につきましては、衆議院において、復興特別所得税の課税対象期間を二十五年間に延長するとともに、その税率を引き下げ、復興特別たばこ税に係る規定を削除するか、所要の修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、野田内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、復興債の償還期間の在り方、復興財源を増税で賄うこととの是非、東日本大震災からの復興に向けた事業推進の必要性、消費税を含む税制抜本改革の実施の道筋、法人実効税率引下げの意義、納税者権利憲章に関する規定を削除した理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して中西健治委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、復興財源確保法案に対し附帯決議が付されておりあります。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年一月二十九日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の剰余金の復興財源への活用の検討に当たっては、予算編成過程において、同勘定の財務の健全性に配慮を行うこと。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、政府の保有義務割合を設立時発行済株式総数の二分の一以上から発行済株式総数の三分の一超に引き下げることによる同社株式の売却に当たっては、株式市況を見極めて売却時期を慎重に判断するとともに、修正後の附則第十三条に基づき、更なる同社株式の政府保有義務の見直しの検討に当たって「たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案」する際には、葉たばこ農家や小売店への影響等を十分見極めること。

一 修正後の附則第十三条に基づき、エネルギー対策特別会計に所属する株式の保有の在り方の見直しの検討に当たって「エネルギー政策の観点を踏まえ」る際には、日本の資源確保に係る権益確保、相手国の協力関係維持への影響等を十分見極めること。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

- 一 本法案が多年度にわたる復興債の発行を認めるものであることに鑑み、復興債の発行に当たっては、復興基本法に規定する基本理念に照らして真に東日本大震災からの復興に資する施策の経費に充てること。
- 右決議する。